

業務仕様書

1 業務名

にし阿波ガストロノミー推進業務

2 事業の概要

にし阿波に点在する傾斜地集落では、溪谷を見下ろす傾斜地畑で、在来種の「そば、茶、いも」などが栽培されている。そういった世界農業遺産に認定されたにし阿波ならではの、農文化・食文化に係るストーリーを滞在先の1つである農泊施設において、施設から旅行者にその魅力を効果的に伝えるための研修及びツールの作成を行う。また、農泊施設において、食の提供に係る基準作成の検討を行う

3 実施体制

- (1) 実施主体：にし阿波～剣山・吉野川観光圏協議会
- (2) 協力機関：徳島剣山世界農業遺産推進協議会 ほか

4 業務内容

にし阿波ガストロノミー推進業務を次のとおり実施する

- (1) 食の提供に係る研修の実施
 - ・フードコーディネーターを招聘し、この土地ならではの農文化・食文化などのストーリー性を感じられるような食の提供の仕方に関する研修を4回実施すること。
 - ・また、研修の中でにし阿波地域ならではの作物である雑穀について、その魅力や機能性、活用の方法などについて説明すること
- (2) 農文化・食文化に係るストーリーを旅行者に伝えるためのツールの作成
 - ・農泊施設に滞在した旅行者が、その土地ならではの農文化・食文化をより深く感じることができるよう、補助ツールとしてパンフレットを1000部作成すること
- (3) 食の提供に係る基準作成の検討
 - ・農泊施設の食の魅力を旅行者により訴求できるように、「雪国A級グルメ」を参考に食の提供に係る基準作成の検討を行うこと

5 成果物

- (1) 実績報告書（A4、カラー印刷）5部
 - (2) 農文化・食文化のストーリーを伝えるパンフレット：1,000部
- 上記の報告書及びホームページ掲載用画像を収録したCD-R：5部

6 特記事項

- (1) 取材（写真撮影、記事原稿作成を含む）デザイン・レイアウト込み。
- (2) デザインを含む校正要。修正・訂正の諸費用を含む。
- (3) イラスト等は受注者で作成する。
- (4) 施行打合せ要。業務の実施に当たっては、実施主体と十分協議しながら事業を進めること。
- (5) 業務に要する材料及び機器等は受注者の負担とする。作業中に施設の設備等に損害を与えたときは、速やかに発注者に報告するとともに、賠償の責任を負うものとする。なお、第三者に対しても同様とする。
- (6) 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、当方に帰属する。
(成果品の写真、記事など全ての使用权を譲渡すること。発注者による自由な加工・二次使用ができることを要件とする)。
- (9) 成果品の送料及び保管料については受注者の負担とする。
- (10) 業務完了時に納品書を提出すること。検収確認後に請求書を受理し支払いを行う。
業務内容によっては発注時に請書又契約書を作成するものとする。
- (11) 仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

7 期間(履行期限)

契約締結日から平成31年3月8日（金）まで

8 予算額

上限額850,000円(税込み)

9 検収場所

発注者において指示する場所

10 請負代金の支払い

成果物の検収後速やかに支払うものとする

11 書類提出先及び問い合わせ先

〒779-3602

徳島県美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73

徳島県西部総合県民局農林水産部<美馬>食農・企画担当 内

にし阿波～剣山・吉野川観光圏協議会事務局

TEL:0883-53-2271

FAX:0883-53-2084